

豊島区会計年度任用職員（子ども若者支援ワーカー）採用選考実施要項

令和7年8月25日

豊島区

この採用選考は、豊島区において、子ども若者支援ワーカーとして勤務する会計年度任用職員を採用するために実施します。

1. 任用予定数及び職務内容

区 分	会計年度任用職員
職 名	子ども若者支援ワーカー
任用予定数	1名
職務内容	① 18歳以下の子どもや家族等との電話、メール、窓口、区施設等への訪問など適切な方法での相談業務 ② 訪問、同行、など必要に応じた方法での支援業務 ③ 支援対象者の社会参加、自立に向けた相談及び支援業務 ④ 地域に出向いて行う相談支援業務、アウトリーチ ⑤ 各地域の子ども若者支援関係者に対するサポート ⑥ 地域資源に関する情報の調査及び収集 ⑦ 地域と関係機関、支援団体の連携とネットワークの構築 ⑧ その他必要と認める支援業務 ※小中学生とのメール相談が中心の業務です。

2. 応募資格

採用日現在、次のいずれかに該当する方

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、又は公認心理師のいずれかの資格を有する者
- (2) 地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人等において、子ども若者支援に関わる相談援助等の実務経験が3年以上ある者
※応募資格(2)に該当する者は、業務内容・勤務年数がわかる在職証明書等を申込み時に添付のこと。

なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

—地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 勤務条件等

- (1) 任用予定日 令和7年11月1日以降、要相談
- (2) 任用期間 採用日（令和7年11月1日以降）から令和8年3月31日まで
※ 原則、継続して再度の任用を行うことはありません。

- (3) 条件付採用期間 原則1か月
※1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。
※任用の都度、条件付採用期間があります。
- (4) 週休日 原則土日、祝日 ※担当職務によって土日勤務あり
- (5) 勤務日数及び勤務時間
1か月につき16日勤務
1日につき7時間45分勤務
原則午前8時30分～午後5時15分
※アウトリーチ等により、午前8時30分～午後8時15分までの間の指定する時間で月に数回時差勤務があります。(1～2回程度)
- (6) 勤務場所 区役所本庁舎内 子ども家庭部子ども若者課
- (7) 時間外労働 原則なし ※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
- (8) 報酬額 月額235,000円程度(地域手当相当分を含む)。
その他通勤手当相当、期末・勤勉手当支給あり(要件に該当した場合に支給)。
※条例等の定めるところにより、金額が変更される場合があります。
・給与等支給日：原則毎月15日
・支払方法：口座振込(本人名義のものに限る)
- (9) 休暇制度等 年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇
妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等
※一部、勤務要件を満たす必要がある場合があります。
- (10) 社会保険 各法令に規定されている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する必要があります。
- (11) 服務 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。
(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
- (12) 募集事業者名 豊島区

4. 選考方法等

- (1) 一次選考 書類審査
採用選考申込書、自己申告書及び課題論文(1,200字程度)
- (2) 二次選考 面接
第一次選考合格者を対象に実施します。
時間・会場等の詳細は第一次選考結果とともに通知
- (3) 選考結果通知 ※合否にかかわらず全員に郵送により通知します。
※電話等による問合せには応じられません。
※採用予定者には、健康診断を受診していただきます。

5. 応募方法

以下の書類を子ども若者課管理・計画グループに持参、または簡易書留で送付してください。

- (1) 豊島区会計年度任用職員採用選考申込書（子ども若者支援ワーカー）
印刷し必要事項を記入の上、証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付。
- (2) 自己申告書
- (3) 資格要件を証明する書類の写し（下記のうちいずれか1つ）
 - ①社会福祉士、臨床心理士、公認心理師若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を持つことを証明する書類の写し
 - ②地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人等において、子ども若者支援に関わる相談援助等の実務経験が3年以上あることを証明できる在職証明書等
- (4) 課題論文（1,200字程度）
- (5) 返信用封筒（定型サイズに宛先を記入・切手不要）

【申込み期間】

令和7年8月25日（月）から任用予定数に達するまで

持参の場合は、土日祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時00分

6. 申込先及び問合せ先

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

豊島区子ども家庭部子ども若者課管理・計画グループ（豊島区役所本庁舎4階）

TEL 03-4566-2471（平日8:30~17:15）

※郵送の場合は、封筒の表に「豊島区会計年度任用職員採用選考申込」と朱書きしてください。簡易書留によらない郵送での事故については責任を負いません。

【留意事項】

- ・提出いただいた豊島区会計年度任用職員採用選考申込書は返却しません。
- ・申込書記載の個人情報については、試験及び手続きに必要な範囲内で利用します。